

広島県告示第三百九十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十九年七月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

南隠渡二丁目一四地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	町	地番	標柱番号
呉市	音戸町南隠渡二丁目	一六六一番一	標柱一号
		一六一九番	標柱二号
		一六一八番	標柱三号
		一六六五番一	標柱四号
		一六六二番一、一六六二番二、一六六二番三及び一六六二番四	標柱五号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

先奥二丁目地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を市道先奥中間線に沿いに結んだ線、標柱四号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	町	地番	標柱番号
呉市	音戸町先奥二丁目	八三三八番、八三四二番、八三四三番及び八三五四番	標柱一号
		八三四九番	標柱二号
		八三四六番一	標柱三号及び四号

八三三四番一	標柱五号
八三三三番一	標柱六号及び七号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

荻野地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線、標柱四号から六号までを平成七年三月三十日広島県告示第三百八十二号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱六号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱四号及び五号は告示で指定した土地に存する標柱二号及び一号と同一とし、標柱六号は告示で指定した土地に存する標柱一号と八号の線上に存するものとする。

郡市・区		庄原市	
町		西城町	
大字		入江	西城
字		荻野	手島山
地番		三二五番一	五二九九番
標柱番号		標柱一号	標柱二号
		二八二番一	標柱三号
		三三四番一〇	標柱四号
		二八八番五	標柱五号
		二八八番二	標柱六号
		二六九番一	標柱七号
		二七〇番一	標柱八号
		三二四番三	標柱九号